福島県保安林内立木伐採の手引き

平成25年4月

0	はじ	め	に			•	•	٠	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•		1 .	ペ-	- ジ
0	皆伐	を	す	る	場	合				•		•			•				•	•								2 ·	ペ-	- ジ
0	択伐	(抜	き	切	IJ)	を	す	る	場	合			•	•			•	•	•	•	•		•			4 ·	ペ-	- ジ
0	間伐	を	す	る	場	合			•	-	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5 1	ペ −	- ジ
0	伐採	届	出	が	必	要	な	伐	採			•		•	•	•			•	•	•	•	•		•			6 ·	ペ-	- ジ
0	災害	に	際	し	て	緊	急	に	立	木	を	伐	採	し	た	場	合			•	•	•	•	•	•			7 ·	ペ-	- ジ
0	国有	林	を	管	理	す	る	玉	の	機	関	が	当	該	玉	有	林	を	伐	採	す	る	場	合					"	
0	植栽	の	義	務					•	•	•	•		•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				″	
0	伐採	を	行	う	場	所	を	所	管	す	る	農	林	事	務	所			•	•	•	•	•	•	•	•		8 -	ペ-	- ジ
0	計画	か	b	完	了	ま	で	(*	伐	採	許	可	申	請	の	場	合)						•	•		9 -	ペ-	- ジ
記	載	伢	i]																											
0	皆伐	を	す	る	場	合	の	様	式	記	載	例	(×	許	可	が	必	要	な	択	伐	を	含	む)	1	0 -	ペ-	- ジ
0	間伐	を	す	る	場	合	の	様	式	記	載	例	(×	届	出	が	必	要	な	択	伐	を	含	む)	1	6	ペ-	- ジ
0	その	他	の	様	式	記	載	例			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0 -	ペ-	- ジ
0	福島	県	保	安	林	内	立	木	伐	採	事	務	取	扨	要	領	(様	走	抜	粋)					2	4	ペ-	- ジ

福島県農林水産部 森林保全課

Oはじめに

1 はじめに

保安林は、水資源の供給源、土砂災害の防止などを目的として森林法に基づき指定され管理されている森林です。

保安林において、立木を伐採をする場合は、原則として許可や届出が必要となっていますが、倒木や枯死木の伐採や、砂防事業の実施のための伐採など、許可や届出を必要としない場合もありますので、まずは最寄りの農林事務所*1(8ページ)へご相談ください。

なお、福島県では、上記の伐採に関して事務が円滑になされるように「福島県保安 林内立木伐採事務取扱要領」(以下「要領」といい24ページ以降に掲載)を定めて おり、この手引きに示す()内の様式番号はその要領中のものとなっています。

2 留意事項

- (1) 保安林の伐採は、保安林ごとに定められた制限の範囲内で行うことができます。
- (2) 保安林は、伐採後も保安林であることに変わりがなく、保安林に関する規定により継続して管理されることになります。
- (3) 伐採後の植栽が義務付けられた保安林を伐採した場合は、定められた期間内に植栽を行う必要があります。

(※詳しくは「植栽の義務」をご覧ください。)

〇 皆伐をする場合

1 皆伐の基準

皆伐をする場合は許可が必要です。

伐採方法が択伐(抜き切り)とされている保安林または、伐採が禁止された保安林 では、皆伐はできません。

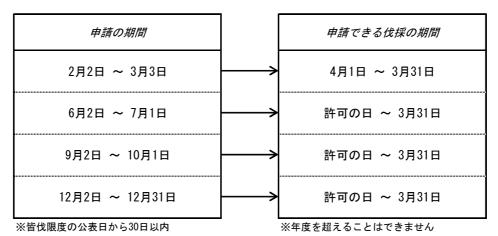
なお、皆伐には次の基準が定められています。

- 一定の区画ごとに1年間に伐採できる面積は決まっています。
- 1箇所当たりの伐採面積の上限が保安林ごとに決まっています。
- 防風・防霧保安林では、20m幅以上の帯状の森林を残さなければなりません。
- 市町村ごとに定められた標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。

2 許可の申請と伐採の期間

許可の申請ができる期間は、毎年2月、6月、9月、12月に限られています。 また、申請できる伐採の期間は、年度を超えることができません。

〇 申請の期間と伐採できる期間



なお、申請を行うことができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- 〇 森林所有者
- 〇 森林所有者から伐採を依頼された伐採業者
- その他、明らかに伐採の権原を有する者

3 必要書類と提出場所

許可の申請には、次の書類が必要です。

書類の提出先は、伐採を行う場所を所管する農林事務所*1になります。

- 〇 保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書(様式4-1)
- 位置図 (1/50,000地形図、又は同等のものであって申請位置の分かるもの)
- 〇 平面図(保安林の位置、伐採範囲が分かる図面、原則として1/5,000森林基本図 写を使用してください。)
- 〇 申請者が森林所有者以外の場合は、伐採の権利を有することを証明する書類 ※ 提出部数は1部です。

4 許可の決定

許可書の交付は、申請期間の満了後30日以内になされます。

伐採は、許可書が届いたのち行うことができます。

なお、許可には、次の条件が付されます。

- 〇 年度を超えない範囲の伐採期間
- 〇 伐採木を早期に搬出しなければ森林病害虫が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合には、伐採木の搬出の期間
- 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の 生育を害し又は土砂を流出させ、崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき 搬出方法
- 〇 その他保安林の維持の為に特に必要な事項

5 伐採中の留意事項

次の事項を遵守してください。

- O 土砂の流出の防止に努めてください。また、伐採中及び伐採終了後において発生した災害は、直ちに復旧してください。
- 〇 標識 (様式 4 6) を設置し、伐採が適法に行われていることを明らかにして ください。
- O 森林保全巡視員を含む福島県職員が現地を確認する場合は、これを拒否することができません。

また、指示があった場合は、これを遵守してください。

○ 許可の内容の変更は、原則として認められません。 許可された内容に変更の必要が生ずることが分かった場合は、新たな許可申請 を行ってください。

ただし、伐採期間の延長の変更については、年度を超えない範囲で 6 0 日以内 の延長を変更許可申請することができます。

6 伐採が完了したら

次の手続きが必要です。

- 〇 伐採の終了した日(不実行の場合は伐採期間の終期)から30日以内に伐採終 了届(様式4-7)を提出しなければなりません。
- 〇 伐採許可を受けた方が森林所有者と異なる場合は、伐採の終了日から30日以 内に伐採終了通知書(様式4-8)を森林所有者へ送付しなければなりません。

〇 択伐(抜き切り)をする場合

1 択伐の基準

「人工林で植栽の義務の定められた保安林で択伐をする場合」は、届出が必要です。 それ以外の保安林で択伐をする場合は、許可が必要です。

伐採が禁止された保安林では、択伐はできません。

なお、択伐には次の基準が定められています。

- 〇 保安林ごとに伐採できる材積は決まっています。
- 市町村ごとに定められた標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。
- 2 「人工林で植栽の義務の定められた保安林で択伐をする場合」の取扱い

人工林で植栽の義務の定められた保安林で択伐をする場合の取扱いは、間伐をする場合と同じになります。

「間伐をする場合」に準じた手続きを行ってください。

3「2以外の択伐」の取扱い

2以外の択伐の取扱いは、皆伐をする場合と同じになります。

「皆伐をする場合」に準じた手続きを行ってください。

ただし、択伐に申請の期間はありません。伐採を開始する日の30日前までに申請書を提出してください。

〇 間伐をする場合

1 間伐の基準

保安林で間伐をする場合は、届出が必要です。

なお、間伐には次の基準が定められています。

- 間伐できる材積は35%を上限に保安林ごとに決まっています。
- 樹幹疎密度が80%に達していない森林では間伐できません。

2 届出の提出

間伐(択伐)の届出は、伐採の90日から20日前までに提出する必要があります。 なお、届出を行うことができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- 〇 森林所有者
- 〇 森林所有者から伐採を依頼された伐採業者
- 〇 その他、明らかに伐採の権原を有する者

3 必要書類と提出場所

間伐(択伐)の届出には、次の書類が必要です。

書類の提出先は、伐採を行う場所を所管する農林事務所*1になります。

- 保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)届出書(様式3-1)
- 位置図 (1/50,000地形図、又は同等のものであって届出位置の分かるもの)
- 〇 平面図(保安林の位置、伐採範囲が分かる図面、原則として1/5,000森林基本図 写を使用してください。)
- 〇 届出者が森林所有者以外の場合は、伐採の権利を有することを証明する書類 ※ 提出部数は1部です。

4 届出の受理

届出内容が適正な場合、受理通知書が交付されます。

間伐(択伐)は、受理通知書が届いたのち行い、届出の内容に変更の必要が生じることが分かった場合には、届け出た内容以外の伐採は行わず、速やかに農林事務所*1に連絡をして指示を受けてください。

5 間伐を行わなかったら

届け出た期間内に着手しなかった場合は、完了予定日から30日以内に不実行届(様式3-6)を提出してください。

なお、一部でも着手した場合は、不実行届を提出する必要はありません。

〇 伐採届出が必要な伐採

1 伐採届出が必要な伐採

次の目的で立木を伐採する場合は、届出が必要です。

- 別に保安林内作業許可を受けて、保安林の機能を代替する施設を設置する場合
- O 知事が指定する樹木に被害を与える害虫や菌類を、定められた方法で駆除やまん延を防止する場合
- 〇 森林施業に必要な作業道などを設置する場合
- 土地収用法に定める事業を実施するために必要な測量等を実施する場合
- 建物等に被害を与えるおそれのある立木を伐採する場合

2 届出の提出

伐採届出は、伐採の2週間前までに提出する必要があります。

なお、届出を行うことができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- 〇 森林所有者
- 〇 森林所有者から伐採を依頼された伐採業者
- 〇 その他、明らかに伐採の権原を有する者

3 必要書類と提出場所

伐採届出には、次の書類が必要です。

書類の提出先は、伐採を行う場所を所管する農林事務所*1になります。

- 〇 保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書(様式2-1)
- 位置図(1/50,000地形図、又は同等のものであって届出位置の分かるもの)
- 〇 平面図(保安林の位置、伐採範囲が分かる図面、原則として1/5,000森林基本図 写を使用してください。)
- 〇 届出者が森林所有者以外の場合は、伐採の権利を有することを証明する書類 ※ 提出部数は1部です。

4 届出の受理

届出内容が適正な場合、受理通知書が交付されます。

伐採は、受理通知書が届いたのち行い、届出の内容に変更の必要が生じることが分かった場合には、届け出た内容以外の伐採は行わず、速やかに農林事務所*1 に連絡をして指示を受けてください。

5 伐採を行わなかったら

届け出た期間内に着手しなかった場合は、完了予定日から30日以内に不実行届(様式2-4)を提出してください。

なお、一部でも着手した場合は、不実行届を提出する必要はありません。

〇 災害に際して緊急に立木を伐採した場合

火災や台風などで緊急に立木を伐採した場合は、行為後30日以内に「緊急伐採届 (様式1-1)」を提出する必要があります。

なお、緊急伐採届は、伐採した場所、内容の分かる図面を添付して、伐採を行う場所を所管する農林事務所*1に提出してください。

.-----

○ 国有林を管理する国の機関が当該国有林を伐採する場合

国有林を管理する国の機関が当該国有林を伐採する場合は、あらかじめ協議が必要です。

協議の取扱いは、許可申請や届出に準じたものになりますが、協議書類については 任意となります。

.-----

○植栽の義務

伐採後の植栽が義務付けられた保安林を伐採した場合は、定められた植栽の方法、期間、樹種にしたがって植栽を行い、植栽を完了した日から30日以内に植栽完了届 (様式6-1)を提出する必要があります。

なお、災害等により定められた期間内に植栽が困難な場合や、人工林における択伐届出より択伐を行ったときは、植栽の義務の猶予を申請できますので、農林事務所*1へご相談下さい。

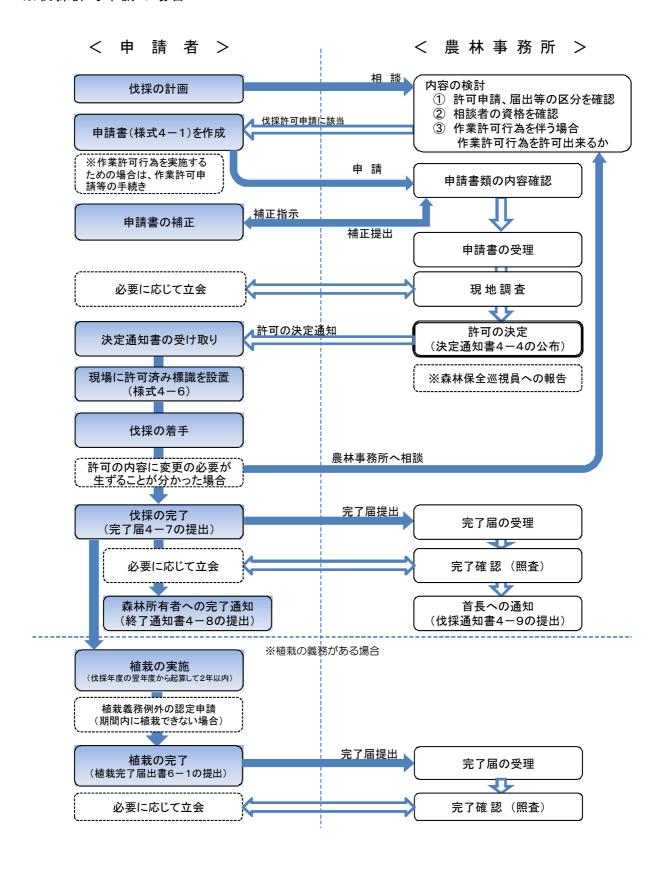
〇 伐採を行う場所を所管する農林事務所*1

伐採を行う場所を所管する農林事務所一覧

農林事務所	所管市町村	住所・電話番号
県北農林事務所 (森林林業部)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡	960-8073 福島市南中央3-16-26 (土地連合会館3階) TEL 024-535-0483 FAX 024-536-9590
県中農林事務所 (森林林業部)	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡	963-8540 郡山市麓山一丁目1-1 TEL 024-935-1373 FAX 024-935-1389
県南農林事務所 (森林林業部)	白河市、東白川郡、 西白河郡	963-6123 棚倉町大字関口字上志宝50-1 TEL 0247-33-2121 FAX 0247-33-6949
会津農林事務所 (森林林業部)	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3 TEL 0241-24-5737 FAX 0241-24-5748
南会津農林事務所 (森林林業部)	南会津郡	967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1 TEL 0241-62-5381 FAX 0241-62-5387
相双農林事務所 (森林林業部)	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡	975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30 TEL 0244-26-1179 FAX 0244-26-1216
いわき農林事務所 (森林林業部)	いわき市	970-8026 いわき市平字梅本15 TEL 0246-24-6198 FAX 0246-24-6179

〇 計画から完了まで

※伐採許可申請の場合



〇 皆伐をする場合の様式記載例

(※ 許可が必要な択伐を含む)

様式 4 一 1	保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書	
	※ 皆伐をする場合 ・・・・・・・	P 1 1
	※ 択伐をする場合 ・・・・・・・	P 1 2
様式 4 - 6	保安林(保安施設地区)内立木伐採許可済標識	P 1 3
様式 4 一 7	保安林(保安施設地区)内立木伐採終了届	P 1 4
様式 4 一 8	保安林(保安施設地区)内立木伐採終了通知書	P 1 5

〇 皆伐をする場合

様式4-1 主伐の伐採許可関係様式(申請書) (規則第59条の申請書の様式)

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書

平成 25 年 2 月 10 日

(注:公表の日から30日以内に提出)

福島県知事(〇〇)農林事務所長)

住所 000市0000字001-1

申請者 電話番号 0240-00-0000

氏名 〇〇〇森林組合 組合長 〇〇〇〇 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項(第44条において準用する同法第34条第1項)の規定により申請します。

	保安村	木(保 罗	安施設均	地区) の	の種類			<u>水源カ</u>	ん養保証	<u>安林</u>		
	森林	の所在	場所		森林所	有者	伐採	伐採立木の構類	伐採面積 及び伐採	伐採期間		備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	住所、氏名	又は名称	方法	の 樹 種 及び年齢	立木材積 ha(m³)	(始期・ 終期)	計画 の 有無	佣石
(00)	(00)	00	00	0_1	<u>00市00</u>)町3-1	□皆伐	<u>コナラ</u>	12.0000ha	H25,4,5		
100)	00) (00) 00 00 2-			<u> </u>	000	<u>) </u>	□択伐	38年生		H25.12.31	無	見込み面積
搬出の	の有無	□な	l ₩	あり	植栽方法			_				
00		00	$\bigcirc\bigcirc$	4-1	<u>○○郡○○町大字</u> ○	00字005-1	□皆伐	ヒノキ	<u>5.4321ha</u>	H25,4,5		
00	—	00	<u>00</u>	4 1	000	<u>)0</u>	□択伐	55年生		H25.12.31	<u>無</u>	<u>実測面積</u>
搬出の	の有無	□な	U ₩	あり	植栽方法	5.4321ha b	:ノキ1.8	300本/ha植	iż H26.4	~H28.3末日		
							□皆伐					
							□択伐			Ļ		
搬出の	の有無	□な	し	あり	植栽方法	※植栽の方			- H H W			
··/>	7 	.				│ 植栽面積、 │ たりの本数 ○ な植栽計画	7、植栽	する者など	ご、具体的			

〇 択伐をする場合

様式4-1 主伐の伐採許可関係様式(申請書) (規則第59条の申請書の様式)

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書

平成 25 年 4 月 1 日

(注:伐採の30日前までに提出)

福島県知事(○○農林事務所長)

住所 000市0000字001-1

申請者 電話番号 0240-00-0000

 氏名
 有限会社〇〇林業

 代表取締役
 〇〇〇〇

印

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項(第44条において準用する同法第34条第1項)の規定により申請します。

	保安村	木(保 罗	安施設均	也区)の	の種類			<u>水源カ</u>	ん養保	<u> </u>		
	森林	の所在	場所		森林所	有者	伐採 方法	伐採立木の構類	伐採面積 及び伐採	伐採期間 (始期・	森林 経営 計画	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	住所、氏名	又は名称	方法	の 樹 種 及び年齢	立木材積 ha(m³)	終期)	前画 の 有無	湘石
(00)	$(\bigcirc\bigcirc)$	00	\sim	1-2	00市00	<u>町1-1</u>	□皆伐	アカマツ	6.0000ha	H25,5,1		
(00)	<u>(OO)</u>	<u>UU</u>	<u>UU</u>	1-2	000	00	☑択伐	<u>55年生</u>	(469,80m3)	H26.3.31	無	
搬出の	り有無	口な	l ₩	あり	植栽方法			<u>=</u>				
							□皆伐					
							□択伐					
搬出の	り有無	□な	し口	あり	植栽方法							
							□皆伐					
							□択伐					
搬出の	殴出の有無 □なし □あり			あり	植栽方法							

様式4-6 主伐の伐採許可関係様式(許可済標識)

	保安林	(保安)	施設:	地区)	内立	木伐採許	「可済標	識			
許可番号			<u>2</u> <u>5</u>	0 農	林第	000	0 号				
森林の所在		<u>.</u>	000	<u> </u>	0000)字00(<u> </u>				
保安林の	の種類				<u>水》</u>	原かん養保	安林				
行為の内容	伐採の方法					皆 伐					
11 為の内谷	行為の内容 樹種・年齢					ナラ 38	3年生				
伐採面積及び位	戈採立木材積		_	12.00	<u>000</u> 1:	ı a			m^3		
許可期間	始期	平成 <u>2</u>	<u>5</u> 年	<u>4</u> 月	<u>5</u> 日	終期	平成2	<u>5</u> 年 <u>1</u>	<mark>2</mark> 月 <u>3</u>	<u>1</u> 日	
(変更)	(始期)	平成	年	月	日	(終期)	平成	年	月	日	
申請者の住 連絡先電					〇森林絲	0000字 組合 組合 0-00-	長 00				
	福島県〇〇〇農林事務所(電話番号:0240-00-0000)										

規格 B3版(白地黒文字)

材質 伐採期間中耐久性が保持されるもの

様式4-7 主伐の伐採許可関係様式(終了届) (規則第65条第1項の届出書の様式)

保安林(保安施設地区)内立木伐採終了届

平成 26 年 1 月 10 日

(注:伐採終了日から30日以内に提出)

福島県知事(○○農林事務所長)

住 所 000市0000字001-1

届出者 電話番号 <u>0240-00-0000</u>

氏 名 〇〇〇森林組合 組合長 〇〇〇〇 印

平成<u>25年4月4</u>日付け<u>25〇</u>農林第<u>〇〇〇〇</u>号の決定通知に係る立木の伐採は、 平成<u>25年12月31</u>日に次のとおり終了したので、森林法第34条第8項(第44条において準用 する同法第34条第8項)の規定により届け出ます。

記

保罗	子林 (保全	安施設地	2区)の	種類			水源かん	<u>ν養保安林</u>		
	森材	の所在が	場所		伐 採	伐採した 立木の樹	許可を受けた 西穂又は材穂	伐採した 西穂又は材穂	不実行だった 面積又は材積	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	方 法	種、年齢	ha (m³)	曲質スなり質 ha (m³)	曲質スは初質 ha (m³)	1/用 石
(00)	(00)	0	00	2-1	☑皆伐	コナラ	□実測 ☑見込み	□実測 🛂 見込み	□実測 💆 見込み	
100)	100))	0		□択伐	<u>38年</u> 生	12.0000ha	<u>12.0000ha</u>	<u>0,0000ha</u>	
)	00	1_1	☑皆伐	<u>ヒノキ</u>	▶実測 □見込み	▶実測 □見込み	▶実測 □見込み	4.0000h a. H26.4
00		0	0	<u>4-1</u>	□択伐	<u>55年</u> 生	5.4321ha	4.0000ha	<u>1.4321ha</u>	<u>~H28.3</u> まで植栽
					□皆伐		□実測 □見込み	□実測 □見込み	□実測 □見込み	
					□択伐					

様式4-8 主伐の伐採許可関係様式(森林所有者通知) (規則第65条第2項の通知様式)

保安林(保安施設地区)内立木伐採終了通知書

平成 26 年 1 月 10 日

(注:伐採の終わった日から30日以内に提出)

00 00 様

 住所
 〇〇〇市〇〇〇字〇〇1-1

 伐採者
 電話番号
 〇24〇一〇〇一〇〇〇

 氏名
 〇〇〇森林組合
 組合長
 〇〇〇○

次のとおり森林の立木を伐採したのでお知らせします。

	森	林の所在場	計		伐採方法	伐採した 面積または材積	伐採の終
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	以採力伝	回傾または竹傾 ha (m3)	わった日
(00)	(00)	0	0	2-1	☑皆伐 □択伐	12,0000ha	H25,12,31
					□皆伐 □択伐		
					□皆伐 □択伐		

〇 間伐をする場合の様式記載例

(※ 届出が必要な択伐を含む)

様式	3	-	1	1	呆多	分材	ţ (保安	施	設	地	区)	内	択 ·	伐	間)	伐)	届	出事	<u></u>
*		間	伐	をす	する	る場	- 合		•	•	•	-	-	•	•		•		Ρ	1	7	
*		択	伐?	をす	する	る場	 合	•											Р	1	8	

〇 間伐をする場合

様式3-1 択伐間伐届出関係様式(択伐(間伐)届) (規則第68条第1項の届出書の様式)

保安林(保安施設地区)内状线 間伐 届出書

平成 25 年 4 月 1 日

(注:伐採の2週間前までに提出)

福島県知事 (<u>○○</u>農林事務所長)

住所 〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇1-1

届出者 電話番号 <u>0240-00-0000</u>

氏名 0000

印

次のとおり森林の立木を択伐(間伐)のため伐採したいので、森林法第31条の2第1項(第14条において準用する同法第34条の2第1項)(森林法第34条の3第1項(第44条において準用する同法第34条の3第1項))の規定により届け出ます。

保安林	、(保安	施設地	1区)の	種類			水	源かん養保	<u>安林</u>			
	森林	の所在	場所		化拉	七法	伐採立木 の 樹 種	伐採面積	伐 採 立 木	伐採期間 (始期・	森林経営計画	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	伐採方法		及び年齢	ha	材積 m³	終期)	前画 の 有無	加力
\bigcirc		$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	1_1			カラマツ	2,0000ha	120.00m3	H25.4.15	無	
<u>)</u>	00 00 1-1				□帯状 □群状	□列状	29年生	<u>2.000011a</u>	120.00110	H26.3.31	////	
搬出の	搬出の有無 □なし						植栽方法					
					択伐 □単木	間伐 □単木						
					□帯状 □群状							
搬出の	対有無 □なし				□あり		植栽方法					
	H-2-1-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-			択伐 □単木	間伐 □単木							
					□帯状 □群状	□列状						
搬出の	り有無			なし [□ あり		植栽方法					

〇 択伐をする場合

様式3-1 択伐間伐届出関係様式(択伐(間伐)届) (規則第68条第1項の届出書の様式)

保安林(保安施設地区)内択伐 (間伐) 届出書

平成 25 年 4 月 1 日

福島県知事(〇〇農林事務所長)

(注:伐採の2週間前までに提出)

住所 00郡00町大字00字001-1

届出者 電話番号 0240-00-000

氏名 0000

印

次のとおり森林の立木を択伐 (間伐) のため伐採したいので、森林法第34条の2第1項 (第44条において準用する同法第34条の2第1項) (森林法第31条の3第1項 (第41条において準用する同法第34条の3第1項) の規定により届け出ます。

保安林	、(保安	施設地	区) の	種類			<u>±</u> 6	沙流出防備係	<u>呆安林</u>			
1. (==)		の所在			伐採	方法	伐採立木の樹種	伐採面積 ha	伐 採 立 積	伐採期間(始期・	森林 経営 の	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番			及び年齢	na	m ³	終期)	有無	
00	_	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	1_1	択伐 ☑単木	間伐 □単木	ヒノキ	2.5000ha	77.70m3	H25.4.15	無	
0					□帯状 □群状	□列状	50年生	<u>2.000011a</u>	<u> </u>	H26.3.31	<u> </u>	
搬出の	#出の有無 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						植栽方法	1.0000ha <u>E</u>	:ノキ2,1002	\$/ha植え <u>H2</u>	<u>.6.4∼⊦</u>	128.3末日
					択伐 □単木 □帯状	間伐 □単木 □列状						
					□群状			※植栽の方	法についる	7		
搬出の	搬出の有無 □ □ なし			なし [□あり		植栽方法	植栽面積、 たりの本数				
	DATE: 11.11				択伐 □単木	間伐 □単木		な植栽計画	を別途提出	出してくだる	さい。	
_					□帯状 □群状	□列状				_		
搬出の	搬出の有無□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					_	植栽方法		_			_

○ その他の様式記載例

伐採	届出	1.	ارا	ħ١	る	糕	#
1X 1X	лн ш	ı —	IJ,	IJ.	າພ	ΊЖ	ᆚ

様式2-1 保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書 P21 (※ 森林施業に必要な作業道などを設置する場合)

緊急伐採にかかる様式

様式1-1 保安林(保安施設地区)内緊急伐採届出書 P22

植栽を完了した場合にかかる様式

様式6-1 保安林(保安施設地区)内植栽完了届出書 P23

※ 森林施業に必要な作業道などを設置する場合

様式2-1 伐採届出関係様式(伐採届) (規則第60条第2項の届出書の様式)

保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書

平成 25 年 4 月 1 日

(注:伐採の2週間前までに提出)

印

福島県知事

(○○農林事務所長)

住所 00郡00町大字00字001-1

届出者 電話番号 <u>024-000-0000</u>

 K名
 株式会社〇〇林業

 代表取締役
 〇〇〇〇

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け出ます。

保安林(保安施設地 区)の種類	水源かん養保安林
森林の所在場所	OOO
伐採の目的	作業道の開設に伴う伐採
伐採を開始する日	平成 25 年 4 月 15 日 伐採を終了する日 平成 25 年 9 月 15 日
伐 採 面 積 (小数第4位)	<u>0. 5432ヘクタール</u>
伐 採 方 法	□主伐(□皆伐 □択伐) □間 伐 ☑作業許可に伴う
伐採立木の樹種、年齢	スギ15~35年生、ヒノキ65年生
備考	作業許可申請:平成25年4月1日提出

様式1-1 緊急伐採届出関係様式(届出書) (規則第66条第1項の届出書の様式)

保安林(保安施設地区)内緊急伐採届出書

平成 <u>25</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日 (注: 行為の終わった日から30日以内に提出)

福 島 県 知 事 様 (<u>○○</u> 農林事務所長)

 住 所
 〇〇市〇〇〇町1-1

 届出人
 電話番号
 〇24〇一〇〇一〇〇〇

 氏 名
 〇〇建設事務所
 所長〇〇〇〇
 印

次の森林(土地)において次のように立木を伐採したので、森林法第34条第9項(第44条において準用する同法第34条第9項)の規定により届け出ます。

森林	: (土:	地) の	所在	場所	市 町 000 大字 <u>000</u> 字 <u>000</u> <u>1-1</u> 村
保安林	、(保多	安施設均	地区)	の種類	<u>土砂崩壊防備保安林</u>
理				田	平成25年3月15日に地すべりが発生し、隣接する人家に倒木の恐れが生じたため、危険木を伐採した。 また、地すべり末端部に応急的な杭打ちを行う必要が生じたため、隣接する保安林から杭材となる立木を採取した。
行	為	の	日	時	<u>平成25年3月16日 21時</u>
行	為	の	方	法	(伐採の種別)皆伐 (伐採した立木の樹種) カラマツ (伐採面積) 0. 4321ヘクタール
備				考	

様式6-1 植栽関係書類(完了届)

保安林(保安施設地区)内植栽完了届出書

平成 25 年 4 月 10 日

(注:植栽完了日から30日以内に提出)

福島県知事(〇〇農林事務所長)

住所 〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇1-1

届出者 電話番号 <u>0240-00-000</u>

氏名 00 00

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

平成<u>24</u>年<u>3月31</u>日付け<u>24</u>〇第<u>000</u>号の決定通知(平成<u>24</u>年<u>2月3</u>日に提出した立木の伐採)に係る植栽については、平成<u>25</u>年<u>3月31</u>日に下記のとおり完了したので、図面及び完了状況写真を添えて届出ます。

記

- 1 植栽した面積 <u>10.00</u> h a
- 2 植栽した樹種、ヘクタール当たりの本数

樹種 <u>ヒノキ</u> 本数 <u>1,800</u> 本/h a

○ 福島県保安林内立木伐採事務取扱要領(様式抜粋)

[最終改正]平成25年4月1日付け24森第2983号

(趣旨)

第1 森林法(昭和26年法律第249号、以下「法」という。)第34条第1項、第34条の2第1項及び第34条の3第1項に定める保安林内立木の伐採の取扱いに関しては、同施行令(昭和26年政令第276号、以下「令」という。)、同施行規則(昭和26年農林省令第54号、以下「規則」という。)、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知)、保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱について(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)に定めるほかこの事務取扱要領に定めるものとする。

(伐採許可申請、届出及び協議の区分)

- 第2 保安林の立木の伐採については、次に定める区分により許可申請、届出及び協議を受けるものとする。区分の判断については、指定施業要件に定める主たる伐採(以下「主伐」という。)のほか保安林内立木伐採事務処理区分(表1)を参照するものとする。
- (1) 法第34条第1項第7号に定める緊急伐採届出(要領第5)
- (2) 法第34条第1項第9号及び規則第60条第1項第5~9号に定める伐採届出(要領第6)
- (3) 法第34条の2第1項に定める択伐届出及び法第34条の3第1項に定める間伐届出(要領第7)
- (4) 法第34条第1項に定める主伐の伐採許可申請(要領第8)
- (5) 法第34条第1項第9号及び規則第60条第1項第10号に定める国有林内立木伐採協議(要領第9)

(申請等の時期)

- 第3 第2に定める伐採に関する書類は、次に掲げる時期に提出しなければならない。
 - (1) 第2の(1) に定める緊急伐採届出は、伐採後30日以内
 - (2) 第2の(2) に定める伐採届出は、伐採の2週間前まで
 - (3) 第2の(3) に定める択伐届出及び間伐届出は、伐採の90日から20日前まで
 - (4) 第2の(4) に定める主伐の伐採許可にあっては、択伐である場合は伐採の30日前までに、 皆伐の場合は、皆伐の申請及び許可期間表(表2) に定める期間
 - (5) 第2の(5) に定める国有林の伐採は、規則第60条の定めにより「あらかじめ」協議がなされる。

(書類の提出先及び提出部数)

- 第4 伐採許可申請及び届出を行うことができる者は、明らかに伐採の権原を有する者(以下「申請者」又は「届出者」という。)とする。ただし、第2の(1)に定める緊急伐採届出はこの限りではない。
- 2 第2に定める書類の提出は、伐採が行われる保安林を管理する農林事務所長(以下「所長」という。)に、1部提出とする。

(緊急伐採届出)

- 第5 第2の(1)に定める緊急伐採に関する事務処理は、次のとおりとする。
- 2 所長は、保安林(保安施設地区)内緊急伐採届出書(様式1-1)の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は受理しないものとし、速やかに届出者に対して相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- (1) 届出書の様式が所定の様式でない場合
- (2) 届出書の記入事項に記入もれがあるもの
- (3) 図面が添付されないなど必要な書類が未整備の場合

3 所長は、届出書を受理した場合、適宜、伐採後の状況を調査し、緊急伐採届出適否判定調書(様式1-2)をとりまとめる。

(伐採届出)

- 第6 第2の(2)に定める伐採届出に関する事務処理は、次のとおりとする。
- 2 所長は、保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書(様式2-1)の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は受理しないものとし、速やかに届出者に対して相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- (1) 届出の権原が認められない場合
- (2) 届出書の様式が所定の様式でない場合
- (3) 届出書の記入事項に記入もれがあるもの
- (4) 図面が添付されないなど必要な書類が未整備の場合
- 3 所長は、届出書(様式2-1)を受理した場合は、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行い、伐採届出適否判定調書(様式2-2)をとりまとめ、適当と認められる場合は保安林(保安施設地区)内立木伐採届出受理通知書(様式2-3)を、不備が補正されない場合には同通知に準じた様式に理由を明示して、伐採を開始する日の前に届出の却下を通知するものとする。
- 4 所長は、前項の通知を行った場合は、様式2-3の写しを森林保全巡視員に送付して保安林の巡視を依頼するものとする。
- 5 所長は、届出者に対し、届出内容を超えて変更の必要が生じた場合は速やかに伐採の中止を求めて新たな届出の提出を求め、終了予定日までに伐採を実施しなかった場合は保安林(保安施設地区)立木伐採不実行届(様式2-4)の提出を求めるものとし、不実行届の提出がなかった場合には、適宜、伐採後の状況を調査し、伐採届出適否判定調書(様式2-2)をとりまとめ、届出の内容と一致しないときは、「監督処分に係る事務処理要領」(昭和49年3月25日制定49森土第41号、以下「監督処分要領」という。)により処理するものとする。

(択伐届出及び間伐届出)

- 第7 第2の(3)に定める択伐届出及び間伐届出に関する事務処理は、次のとおりとする。
- 2 所長は、保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)届出書(様式3-1)の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は受理しないものとし、速やかに届出者に対して相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- (1) 届出の権原が認められない場合
- (2) 届出書の様式が所定の様式でない場合
- (3) 届出書の記入事項に記入もれがあるもの
- (4) 図面が添付されないなど必要な書類が未整備の場合
- 3 所長は、届出を受理した場合、遅滞なく実施調査その他適宜の方法により調査を行い、択伐の場合は択伐届出書にかかる適否判定調書(様式3-2)、間伐の場合は間伐届出書にかかる適否判定調書(様式3-3)をとりまとめ、適当と認められるときは保安林(保安施設地区)内立木択伐(間伐)届出受理通知書(様式3-4)を通知するものとする。

また、伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が指定施業要件に適合しないときは、任意様式により届出者に計画変更を命じ、届出の不備が補正されない場合には同通知に準じた様式に理由を明示して、伐採を開始する日の前に届出の却下を通知するものとする。

4 所長は、様式3-4を通知した場合は、当該立木の所在地の属する市町村の長に保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)通知書(様式3-5)により内容を通知しなければならない。ただし、その伐採が法第11条第4項の認定に係る森林経営計画の対象とする森林である場合は通知を要しな

11

また、前項の通知を行った場合は、様式3-4の写しを森林保全巡視員に送付して保安林の巡視を依頼するものとする。

5 所長は、届出者に対し、届出内容を超えて変更の必要が生じた場合は速やかに伐採の中止を求めて新たな届出の提出を求め、終了予定日までに伐採を実施しなかった場合は保安林(保安施設地区)立木伐採不実行届(様式3-6)の提出を求めるものとし、不実行届の提出がなかった場合には、適宜、伐採後の状況を調査し、各適否判定調書(様式3-2、3-3)をとりまとめ、届出の内容と一致しないときは、監督処分要領により処理するものとする。

(主伐の伐採許可申請)

- 第8 第2の(4)に定める主伐の伐採許可に関する事務は、次のとおりとする。
- 2 所長は、保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書(様式4-1)及び添付書類(以下「申請書等」という。)の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は受理しないものとし、速やかに申請者に対して相当の期間を定めて補正を求めるものとする。不備が補正されない場合には任意様式に理由を明示して、伐採を開始する日の前に申請の却下を通知するものとする。
- (1) 申請の権原が認められない場合
- (2) 申請書の様式が所定の様式でない場合
- (3) 申請書の記入事項に記入もれがあるもの
- (4) 図面が添付されないなど必要な書類が未整備の場合
- (5) 皆伐にあっては、第3の(4) に定める申請期間以外の場合
- 3 所長は、申請書を受理した場合は、速やかに現地調査を行うとともに、皆伐の場合は皆伐にかかる保安林内立木伐採許可申請適否判定調書(様式4-2)、択伐の場合は択伐にかかる保安林内立木伐採許可申請適否判定調書(様式4-3)をとりまとめ、申請に係る伐採が次の各号のいずれかに該当するときは許可しないものとする。
- (1) 伐採の方法、伐採限度(縮減を考慮したもの)が指定施業要件に合致しないもの
- (2) 市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に達していないもの
- 4 農林水産部長(以下「部長」という。)は、年度毎に2月1日、6月1日、9月1日、12月1日 (行政機関の休日を除く)に許可すべき皆伐面積の限度を県報により公表しなければならない。所 長は、申請者に対し、公表された面積により伐採の限度に関する指導を行うものとする。
- 5 3の(1)で考慮する縮減は、令第4条の3に定める基準に照らして行わなければならない。
- 6 所長は、適否判定の結果、適当と判断できる場合は保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定 通知書(様式4-4)により許可を行い、許可が認められない場合は保安林(保安施設地区)内立 木伐採不許可通知書(様式4-5)により通知するものとする。

許可を行う時期は、皆伐にあっては受理の期間満了後30日以内に、択伐にあっては申請書の受理後30日以内に行うものとする。

- 7 所長は、前項の許可を行った場合は、様式4-4の写しを森林保全巡視員に送付して保安林の巡視を依頼するものとする。
- 8 伐採の許可に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。ただし、年度をまたがない期間とする。
- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病害虫が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合には、伐採木の搬出の期間について条件を付する。
- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し、又は土砂を流出させ崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
- (4) その他保安林の維持のために特に必要な事項について条件を付する。

- 9 所長は、許可を受けた者に対し、現地の見えやすい箇所に許可期間中、保安林(保安施設地区) 内立木伐採許可済標識(様式4-6)の設置を求めるものとする。
- 10 許可を受けた者は、伐採が終了した場合、保安林(保安施設地区)内立木伐採終了届(様式4-7)その他必要な書類の提出を伐採終了日から30日以内に提出しなければならない。

また、許可を受けた者が森林所有者と異なる場合には、許可を受けた者に対し、保安林(保安施設地区)内立木伐採終了通知書(様式 4-8)を伐採終了日から 30 日以内に森林所有者に通知しなければならない。

- 11 所長は、終了届(様式4-7)の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は受理しないものとし、速やかに許可を受けた者に対して相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- (1)終了届の様式が所定の様式でない場合
- (2)終了届の記入事項に記入もれがあるもの
- (3) 図面が添付されないなど必要な書類が未整備の場合
- 12 所長は、終了届(様式4-7)を受理した場合は、適否判定調書(様式4-2、4-3)の内容と照合し、伐採照査を行うものとする。

また、当該立木の所在地の属する市町村の長に保安林(保安施設地区)内立木伐採通知書(様式4-9)により内容を通知しなければならない。ただし、その伐採が法第11条第4項の認定に係る森林経営計画の対象とする森林である場合は通知を要しない。

- 13 前項の照査を行った結果、条件違反等が認められる場合には監督処分要領により処理するものとする。
- 14 許可の内容の変更は皆伐面積の限度の管理のために原則として認めないことから、所長は、申請者に対し、速やかに伐採の中止を求めて新たに許可申請を求めるものとする。ただし、伐採期間の延長の変更に関しては、年度を超えない範囲の60日以内で認めることができる。

許可を受けた者に対し、許可申請書(様式4-1)に準じた様式による申請を求め、6を準用して、決定通知書(様式4-4)に準じた様式により許可を行うものとする。

(国有保安林内の伐採協議)

- 第9 第2の(5)に定める国有林内立木伐採協議に関する事務処理は、第6、第7、第8の1から 9まで、 第8の14を準用して行うものとするが特に定めることを次に示す。
 - なお、第2の(1)に定める緊急伐採については、第5により処理するものとする。
- 2 所長は、受理した場合は、速やかに適否判定調書(様式2-2、3-2、3-3、4-2、4-3)を準用して適否判定をし、必要に応じて留意事項を付記して保安林(保安施設地区)内立木伐採同意決定通知書(様式5-1)により協議者に通知するものとする。なお、現地調査及び伐採照査は必要に応じて行い、森林保全巡視員への送付は要しないものとする。

協議に同意できない場合は、保安林(保安施設地区)内立木伐採不同意決定通知書(様式5-2)により通知するものとする。

3 伐採の実行結果については、立木伐採終了届(様式4-7)に準じた様式による提出を求めるものとする。市町村長への通知は要しない。

適否判定調書(様式2-2、3-2、3-3、4-2、4-3)の内容と照合した結果、条件違反等が認められる場合には、監督処分要領により処理するものとする。

(現地調査及び伐採照査)

第10 所長は、許可及び届出について、調査実施済みである箇所の提出、不実行箇所の再提出等があり、調査を実施しなくても適否判定ができる場合は、省略することができる。

また、積雪・災害等により回答期限までの調査が困難な場合は、事後に実施することができる。

(植栽指定筒所の植栽の実施と内容確認)

- 第11 所長は、森林所有者に対し、法第34条の4に規定する植栽の義務が定められた箇所を伐採した場合は、定められた期間内に植栽を実施するよう求め、伐採を実施し植栽を完了した場合は、植栽を完了した日から30日以内に保安林(保安施設地区)内植栽完了届(様式6-1)を提出するよう求めるものとする。
- 2 所長は、植栽完了届を受理した場合、第8の2を準用して受理し、照査を行い各適否判定調書(様式1-2、2-2、3-2、3-3、4-2、4-3)の内容と照合し、植栽状況整理表(様式7)をとりまとめるものとする。照査の結果、条件違反等により的確な更新が困難と認められるときは、監督処分要領により処理するものとする。
- 3 所長は、規則第72条に定める植栽義務の例外に関する保安林植栽義務例外認定申請書(様式6-2)の提出があり、現地調査の結果、適当と認められる場合は植栽義務例外認定通知書(様式6-3)を、認められない場合には植栽義務例外不認定通知書(様式6-4)を請求者に対して通知するものとする。

(事務のとりまとめと報告)

- 第12 所長は、次により保安林内立木伐採事務処理状況を写しにより部長に報告するものとする。 なお、不実行については、1月10日までの報告の際皆伐面積限度整理表1 (様式8-1) の備 考欄に合計数量を記入して報告するものとする。
 - (1) 4月20日までに報告するもの

- イ 皆伐縮減計算表1 (皆伐の1箇所あたりの伐採限度を定めない場合) (様式8-2)
- ウ 皆伐縮減計算表 2 (皆伐の1箇所あたりの伐採限度の定めがある場合) (様式8-3)
- エ 保安林内立木伐採整理簿(皆伐)(皆伐に係る分、前年度1年分) (様式8-4)
- オ 保安林内立木伐採整理簿(択伐)(択伐に係る分、前年度1年分) (様式9)
- カ 保安林内立木伐採整理簿(緊急・伐採届出)(緊急伐採等に係る分、前年度1年分)

(様式10)

(様式8-4)

- キ 保安林内立木伐採整理簿(間伐)(間伐に係る分、前年度1年分) (様式11)
- ク 植栽状況整理表(主伐に係る分、前年度末での状況) (様式7)
- (2) 8月10日までに報告するもの

(3) 11月10日までに報告するもの

ア	皆伐面積限度整理表1	(6月1日公表に係る許可等分)	(様式8-1)
---	------------	-----------------	---------

- イ 皆伐縮減計算表1 (6月1日公表に係る許可等分) (様式8-2)
- ウ 皆伐縮減計算表2(6月1日公表に係る許可等分) (様式8-3)

エ 保安林内立木伐採整理簿(皆伐)(6月1日公表に係る許可等分)

- ア 皆伐面積限度整理表 2 (9月1日公表に係る許可等分) (様式8-1)
- イ 皆伐縮減計算表1 (9月1日公表に係る許可等分) (様式8-2)
- ウ 皆伐縮減計算表 2 (9月1日公表に係る許可等分) (様式8-3)
- エ 保安林内立木伐採整理簿(皆伐)(9月1日公表に係る許可等分) (様式8-4)
- (4) 1月10日までに報告するもの
- ア 皆伐面積限度整理表 2 (12月1日公表に係る許可等分) (様式8-1)
- イ 皆伐縮減計算表1(12月1日公表に係る許可等分) (様式8-2)
- ウ 皆伐縮減計算表 2 (12月1日公表に係る許可等分) (様式8-3)
- エ 保安林内立木伐採整理簿(皆伐)(12月1日公表に係る許可等分) (様式8-4)

(書類の保存と伐採の管理)

- 第13 所長は、第2に定める区分により事務処理した伐採について、保安林内立木伐採整理簿(様式8-4, $9\sim11$)に所要の事項を記入するとともに伐採管理を行うものとし、その保存期間は伐採の完了する年度の次の年から5年間とする。
- 2 1以外の伐採について、保安林内立木伐採整理簿(許可等不要)(様式12)に取りまとめるものとし、その保存期間は伐採の完了する年度の次の年から3年間とする。

附則

- この要領は、平成14年11月27日から施行する。 附則
- この要領は、平成15年8月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成16年2月3日から施行する。 附則
- 「保安林内における立木の伐採及び土地の形質の変更等に係る許可済標識について(通知)」 (昭和56年5月22日付け56森土第38号)は廃止する。 附則
- 「国有林を管理する国の機関から国有保安林の立木伐採について協議をうけた場合の取扱について」 (昭和49年6月5日付け49森第107号)は廃止する。 附則
- この要領は、平成17年 6月 1日から施行する。 附則
- この要領は、平成17年11月 1日から施行する。 附則
- この要領は、平成21年12月28日から施行する。 附則
- この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

表 1 保安林内立木伐採事務処理区分

1. 法令により手続きを要しない立木の伐採

THE TAPECA OUT THE TAPECAL			
行 為 の 内 容	根拠		
法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務の ある者がその履行として伐採する場合	森林法 第34条第1項第1号	森林法施行規則	
特定保安林の要整備森林を、地域森林計画に定められた森林 施業の方法及び時期に関する事項に従って伐採する場合	第34条第1項第4号		
森林所有者等が、森林施業に関する測量又は実地調査のため 森林法第49条第1項の許可を受けて伐採する場合 [*注(1)]	第34条第1項第5号		
農林水産大臣、都道府県知事、市町村長が、森林法の施行の ため、同法第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合 [*注(2)]	第34条第1項第6号		
除伐する場合	第34条第1項第8号		
国又は都道府県知事が、保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事、地すべり等防止法による地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合 [*注(3)]		第60条第1項第1号	
法令又はこれに基づく処分により測量、実施調査又は施設の 保守の支障となる立木を伐採する場合	第34条第1項第9号	第60条第1項第2号	
倒木又は枯死木を伐採する場合		第60条第1項第3号	
こうぞ、みつまた、その他農林水産大臣が定めるかん木を伐 採する場合		第60条第1項第4号	

[*注]

(1) 森林法第49条第1項

森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。

(2) 森林法第188条第3項

農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

(3) 基本通知(45林野治第921号)第4の1項

保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事の範囲には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の付帯工事を含む。

2. 「緊急伐採届出」を要する立木の伐採 ※要領第2(1)

行	為の	内 容	根	拠
11	めり	77 谷	森 林 法	森林法施行規則
火災、風水害その他の がある場合	非常災害に	こ際し緊急の用に供する必要	第34条第1項第7号 第34条第9項	第66条各項

3. 「協議」を要する立木の伐採 ※要領第2(5)

行 為 の 内 容	根 拠		
11 為 の 円 谷	森 林 法	森林法施行規則	
国有林を管理する国の機関があらかじめ知事に協議するとこ ろに従い当該国有林の立木を伐採する場合	第34条第1項第9号	第60条第1項第10号	

4. 「伐採届出」を要する立木の伐採 ※要領第2(2)

谷 英	根拠		
行 為 の 内 容	森林法	森林法施行規則	
法第34条第2項の規定による許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設を改良するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 [*注(1)]		第60条第1項第5号	
樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びバイラスであって知事が指定するものを駆除し、又はそのまん延を防止するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 [*注(2)]		第60条第1項第6号	
林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため、 あらかじめ知事に知事に届け出たところに従って立木を伐採す る場合 [*注(3)]	第34条第1項第9号	第60条第1項第7号	
その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法第3条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行う場合において、その支障となる立木を除去するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合[*注(4)]		第60条第1項第8号	
道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校 その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるお それがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げ ている立木を緊急に除去するため、あらかじめ知事に届け出た ところに従って立木を伐採する場合 [*注(5)]		第60条第1項第9号	

[*注]

保安林および保安施設地区に関する改正森林法施行規則の運用について(43林野治第2482号)

(1) 規則60条第1項第5号

「当該保安林の機能に代替する機能を有する施設」とは、転用によって失われる当該保安林の機能に 代替する機能を果たすべき施設 (代替施設) で、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、または堆 積することにより、付近の農地、森林その他の用地もしくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備ま たは宅地、学校その他建築物に被害を与えるおそれがある場合に当該被害を防除するための施設。

(2) 規則60条第1項第6号

「樹木または林業種苗に損害を与える害虫、菌類およびバイラス」は、森林病害虫等防除法第2条に 規定する森林病害虫等を含むが、同法第3条又は5条の規定による命令に基づく駆除措置として立木を 伐採する場合は含まない。

(3) 規則60条第1項第7号

「林産物の搬出その他森林施業に必要な設備」は、木材集積場、防火線、区画線、林道(森林鉄道、索道、自動車道、車道、木馬道、牛馬道をいう)、歩道、簡易索道、造林小屋または製炭小屋その他これに類するものであること。

(4) 規則60条第1項第8号

「土地収用法第3条各号に掲げる事業のために必要な測量または実地調査」は、同法第14条第1項に規定する当該事業の準備のために行う測量もしくは実地調査であること。土地の占有者およびその立木の所有者の同意を得ることができないものは該当しない。

(5) 規則60条第1項第9号

「道路」は、林道、農道その他の一般交通の用に供する道路を含み、鉄道は、索道を含む。 「その他の建築物」は、工場、病院、集会場、旅館その他これに類するものであること。 電気通信事業法第81条、ガス事業法第44条、電気事業法第61条その他法令またはこれに基づく処分 による施設の保守のためにする立木の伐採は該当しない。

5. 「択伐、間伐届出」を要する立木の伐採 ※要領第2(3)

行 為 の 内 容	根拠		
11 為 り 円 谷	森 林 法	森林法施行規則	
人工造林における択伐による立木の伐採 [*注(1)]	第34条の2	第69条	
間伐による立木の伐採 [*注(2)]	第34条の3	第 09未	

[*注]

- (1) 保安林及び保安施設地区における択伐の届出制の運用に当たっての留意事項等(15林整治第916号) 人工植栽が行われた経過のある森林等であっても、択伐による伐採を行う時点において主林木の相 当部分が天然更新木であり植栽によらなくても的確な更新が可能な場合には、6に規定する主伐の伐 採許可申請よる択伐によることとなる。
- (2) 森林法施行令 別表第2

伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の十分の三・五を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が十分の八を下つたとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね五年後においてその森林の当該樹冠疎密度が十分の八以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

6. 「主伐の伐採許可申請」を要する立木の伐採 ※要領第2(4)

行為の内容	根拠		
11 為 の 円 谷	森 林 法	森林法施行令	
択伐による立木の伐採 <u>[*注(1)]</u>	竺94冬竺 1 TG	第4条の2第1項	
皆伐による立木の伐採 [*注(2)]	第34条第1項	第4条の2第2項	

[*注]

(1) 基本通知(45林野治第921号)第4の5項(1)

「択伐」とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする(5に規定する人工造林にかかる択伐も同じ)。

- ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的又は10m未満の幅の帯状に選定してする伐採
- イ 群状を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの
- (2) 基本通知(45林野治第921号)第4の5項(9)

伐採跡地に点在する残存木又は天生する上木の伐採は間伐に該当する場合を除き皆伐として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とする。

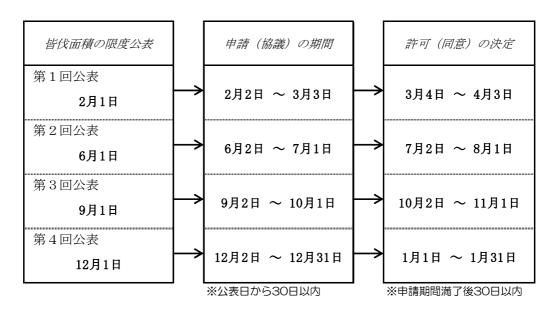
7. その他(許可があったとみなす立木の伐採)

行 為 の 内 容	根拠法令
特定認定森林所有者が、保健保安林の区域内において、特定 認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備 するために行う伐採 [*注(1)]	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第8条第1項
認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従って 立木を伐採する場合 [*注(1)]	木材の安定供給の確保に関する特 別措置法第9条
東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画において、復興整備事業に係る許認可等の特例を公表した場合 [*注(2)]	東日本大震災復興特別区域法第49 条第4項第7号

[*注]

- (1) 事後、様式4-7に規定する「完了届」が必要
- (2) 「内閣府・農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第1条及び第2条の 農林水産大臣、国土交通省及び環境大臣が定める書類」に規定する書類の作成が必要

表 2 皆伐の申請及び許可期間表



※注意事項

- (1) 皆伐面積の限度公表日が行政機関の休日に当るときは、その翌日以降の平日が公表日となる。
- (2) 許可の期間は、年度を超えないこと。

様式1-1 緊急伐採届出関係様式(届出書) (規則第66条第1項の届出書の様式)

保安林(保安施設地区)内緊急伐採届出書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事 様 (農林事務所長)

住 所

届出人 電話番号

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次の森林(土地)において次のように立木を伐採したので、森林法第34条第9項(第44条において準用する同法第34条第9項)の規定により届け出ます。

森林	: (土:	地) の)所在	場所	市 町 大字 字 郡 村
保安林(保安施設地区)の種類				の種類	
理				由	
行	為	の	日	時	
行	為	の	方	法	
備				考	

注意事項

- 1 届出書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 理由欄には、非常災害の発生年月日、緊急に行為を必要とした理由その他必要事項を記載。
- 4 行為の方法欄には、伐採の種別(皆伐、択伐、間伐)、伐採した立木の樹種、本数又は面積もしくは材積を記載すること。
- 5 位置、内容が分かる図面を最小の範囲で添付すること。

様式2-1 伐採届出関係様式(伐採届)

(規則第60条第2項の届出書の様式)

保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書

平成 年 月 日

福島県知事

(△△農林事務所長)

住所

届出者 電話番号

氏名

囙

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け出ます。

保安林(保安施設地 区)の種類											
森林の所在場所		市 郡		町 村	大	字	字			番地	
伐採の目的											
伐採を開始する日	平成	年	月	日	伐採	を終了す	つる日	平成	年	月	日
伐 採 面 積 (小数第4位)											
伐 採 方 法		□主伐(□皆伐	□∄	尺伐)	□間	伐	□作業	許可は	こ伴う	
伐採立木の樹種、年齢									·	·	
備考											

※注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略できる。
- 2 伐採立木の樹種、年齢欄は、樹種は樹種別に分け、年齢は伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○~○」のように記入すること。
- 3 備考欄は、規則第60条第1項第6号、第8号及び第9号の届出に係る立木の伐採をしようとする場合に、次の事項を記入すること。
- (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる 伐採跡地の面積
- (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 4 規則第60条第1項第7号の規定による届出を行う場合、森林法第11条第4項の認定に係る森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に基づく森林施業に必要な設備を設置するための立木の伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画期間内の立木の伐採について、次により一括して記入することができる。
- (1)森林の所在場所欄は、森林経営計画に基づき森林施業を行う森林の所在場所を記入すること。
- (2) 伐採の目的欄は、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため」と記入すること。
- (3) 伐採方法及び伐採立木の樹種、年齢欄は、添付されている森林経営計画によって明らかな場合には、記入を省略できる。
- (4) 伐採面積は、添付されている森林経営計画及び図面によって明らかな場合には、記入を省略できる。

- (5) 伐採を開始する日及び伐採を終了する日欄は、立木を伐採して設置する設備ごとに、当該設備並びに 当該設備を設置するための伐採を開始する日及び伐採を終了する日を記入すること。ただし、添付さ れている森林経営計画によって当該設備を設置するための立木の伐採時期が明らかな場合(法第34 条第2項の許可を要する土地の形質の変更を伴う設備を設置するための立木の伐採をする場合を除 く。)には、「添付する森林経営計画に記載されている当該設備を設置する森林についての伐採等の 時期のとおり」と記入することができる。
- (6) 備考欄は、森林経営計画の計画期間を記入すること。
- 5 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第9条に定める要件を県知事が認定した計画又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第8条に定める計画に基づいて伐採する場合は、備考欄にその旨による伐採と記入するとともに、県知事又は市町村長の認定通知写しを添付すること。
- 6 添付する図面等は、以下のとおりとする。
- (1)位置図:1/50,000地形図、又は同等のもので届出位置が分かるもの
- (2)申請図:1/5,000森林計画図、又は同等のもので届出区域を含む保安林の状況と届出内容が分かるもの。
- (3)権利関係を証明する書類:

申請者が森林所有者以外の場合については、伐採の権限を有することを証明する書類

様式2-4 伐採届出関係様式(不実行届)

保安林(保安施設地区)内立木伐採不実行届

平成 年 月 日

福 島 県 知 事 (△△農林事務所長)

住 所

届出者 電話番号

氏 名

印

平成 年 月 日付け○○○農林第○○○○号に受理された伐採届出にかかる立木の 伐採は行わなかったので届け出ます。

※注意事項

1 氏名を自署する場合においては、押印を省略できる。

様式3-1 択伐間伐届出関係様式(択伐(間伐)届) (規則第68条第1項の届出書の様式)

保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)届出書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事 (△△農林事務所長)

住所

届出者 電話番号

氏名 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を択伐(間伐)のため伐採したいので、森林法第34条の2第1項(第44条において準用する同法第34条の2第1項)(森林法第34条の3第1項(第44条において準用する同法第34条の3第1項))の規定により届け出ます。

保安林(保安施設地区)の種類				種類							
森林の所在場所					伐採方法	伐採立木 の 樹 種	伐採面積	伐 採 立 木	伐採期間 (始期・	森林経営	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	以休万伝	及び年齢	ha	材 積 m³	終期)	計画 の 有無	佣石
					択伐 間份 □単木 □単元 □帯状 □列: □群状 □列:	k	-				
搬出の有無 □なし [□あり	植栽方法							
					択伐 間份 □単木 □単元 □帯状 □列 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	K	-				
搬出の	り有無			なし	□あり	植栽方法					
					択伐 間份 □単木 □単元 □帯状 □列: □群状 □列:	k	-				
搬出の	り有無			なし	□あり	植栽方法					

※注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略できる。
- 2 伐採方法欄は、択伐(単木、帯状、群状)、間伐(単木、列状)の該当項目をチェック又は塗りつぶす
- 3 伐採立木の樹種及び年齢欄は、樹種別に分けて樹種は上段に記入し、年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○~○」のように下段に記入すること。
- 4 面積は小数第4位まで、材積は小数第2位まで記入すること。
- 5 伐採期間欄は、当該期間の始期を上段に、終期を下段に記入すること。
- 6 森林経営計画の有無欄は、伐採しようとする立木の存する森林が法第34条の2第4項ただし書きに規 定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記入すること。
- 7 植栽の方法欄は、面積、具体的な植栽時期を記入すること。
- 8 添付する図面等は、以下のとおりとする。
- (1)位置図:1/50,000地形図、又は同等のもので届出位置が分かるもの
- (2) 申請図:1/5,000森林計画図、又は同等のもので届出区域を含む保安林の状況と届出内容が分かるもの
- (3)権利関係を証明する書類:

申請者が森林所有者以外の場合については、伐採の権限を有することを証明する書類

様式3-6 択伐間伐届出関係様式(不実行届)

保安林(保安施設地区)内立木伐採不実行届

平成 年 月 日

福 島 県 知 事 (△△農林事務所長)

住 所

届出者 電話番号

氏 名

印

平成 年 月 日付け $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 農林第 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 号に受理された択伐(間伐)届出にかかる立木の伐採は行わなかったので届け出ます。

※注意事項

1 氏名を自署する場合においては、押印を省略できる。

様式4-1 主伐の伐採許可関係様式(申請書) (規則第59条の申請書の様式)

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書

平成 年 月 H

福島県知事 (△△農林事務所長)

住所

申請者 電話番号

氏名

钔

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項(第44条において準 用する同法第34条第1項)の規定により申請します。

保安林(保安施設地区)の種類												
	森林	の所在	場所		森林所	有者	伐採 方法	伐採立木 の 樹 種	伐採面積 及び伐採	伐採期間 (始期・	森林 経営 計画	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	住所、氏名	又は名称	方法	及び年齢	立木材積 ha(m³)	終期)	可画 の 有無	佣石
							□皆伐					
							□択伐					
搬出	の有無	□な	しロ	あり	植栽方法						1	
							□皆伐					
							□択伐					
搬出の	の有無	□な	し	あり	植栽方法							
							□皆伐					
							□択伐					
搬出	の有無	□な	し	あり	植栽方法							

注意事項

- 1 指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林等ごとに、伐採年度ごとに作成すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略できる。
- 伐採方法、搬出の有無欄は、該当する事項の□に印をつけること。
- 4 伐採立木の樹種及び年齢欄は、樹種別に分けて樹種は上段に記入し、年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の 低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○~○」のように下段に記入すること。
- 5 面積は、実測又は見込みとし(その旨を備考欄に記載する)、小数第4位まで上段に記入すること。
- 6 材積は、小数第2位まで下段に記載すること。なお、伐採方法が皆伐の場合は、記入を要しない。
- 7 伐採期間欄は、当該期間の始期を上段に、終期を下段に記入すること。
- 8 植栽の方法欄は、面積、具体的な植栽時期を記入すること。
- 9 添付する図面の様式は、以下のとおりとする。((3)は省略可)
- (1)位置図:1/50,000地形図、又は同等のもので届出位置が分かるもの
- (2) 届出図: 1/5,000森林計画図、又は同等のもので届出区域を含む保安林の状況と届出内容が分かるもの
- (3) 調査図:図面の縮尺、伐採区域の境界線及び伐採 (予定) 地の境界のあらゆる部分から20m未満に存する伐採 跡地等の位置、植栽が必要な区域その他必要な事項を記入すること。
- (4)権利関係を証明する書類:申請者が森林所有者以外の場合については、伐採の権限を有することを証明する書類
- 10 森林経営計画の有無欄は、伐採しようとする立木の存する森林が法第34条第10項ただし書きに規定する森 林経営計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記入すること。

様式4-6 主伐の伐採許可関係様式(許可済標識)

	保安林	(保安加	拖設地	也区)	内立	木伐採許	可済標語	戠		
許可番号		00) Δ	Δ	農林	第〇〇)()() 号			
森林の所在		市郡		町	村大	字	字		番地	
保安林の	の種類									
行為の内容	伐採の方法									
行為の内容	樹種・年齢									
伐採面積及び位	戈採立木材積				1	ı a			$\mathrm{m}^{\scriptscriptstyle 3}$	
許可期間	始期	平成	年	月	日	終期	平成	年	月	日
(変更)	(始期)	平成	年	月	日	(終期)	平成	年	月	日
申請者の住所氏名、連絡先電話番号										
	福島県 △△ 農林事務所(電話番号:)									

規格 B3版(白地黒文字)

材質 伐採期間中耐久性が保持されるもの

※注意事項

伐採面積及び伐採立木材積欄は、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記入を要しない。

様式4-7 主伐の伐採許可関係様式(終了届) (規則第65条第1項の届出書の様式)

保安林(保安施設地区)内立木伐採終了届

平成 年 月 日

福 島 県 知 事 (△△農林事務所長)

住 所

届出者 電話番号

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日付け〇〇〇農林第〇〇〇〇号の決定通知に係る立木の伐採は、 平成 年 月 日に次のとおり終了したので、森林法第34条第8項(第44条において準用 する同法第34条第8項)の規定により届け出ます。

記

保安林(保安施設地区)の種類											
	森林の所在場所			伐 採	伐採した 立木の樹	許可を受けた	伐採した 西籍又は材籍	不実行だった 面積又は材積	/#:	考	
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	方 法	種、年齢	ha (m³)			NH ·	与
					□皆伐		□実測 □見込み	□実測 □見込み	□実測 □見込み		
					□択伐						
					□皆伐		□実測 □見込み	□実測 □見込み	□実測 □見込み		
					□択伐						
					□皆伐		□実測 □見込み	□実測 □見込み	□実測 □見込み		
					□択伐						

※注意事項

- 1 伐採終了目(不実行の場合は、伐採期間の終期)から30日以内に提出すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略できる。
- 3 伐採の方法欄は、皆伐、択伐の別を記載。
- 4 伐採の面積は実測又は見込みとし小数第4位まで、材積(皆伐の場合不要)は小数第二位まで記入すること。
- 5 備考欄は、伐採跡地について行う植栽の面積、時期を記入すること。
- 6 添付する図面の様式は、以下のとおりとする。
- (1)位置図:1/50,000地形図、又は同等のもので届出位置が分かるもの
- (2)届出図:1/5,000森林計画図、又は同等のもので届出区域を含む保安林の状況と届出内容が分かるもの

様式4-8 主伐の伐採許可関係様式(森林所有者通知) (規則第65条第2項の通知様式)

保安林(保安施設地区)内立木伐採終了通知書

平成 年 月 日

様

住所

伐採者 電話番号

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を伐採したのでお知らせします。

	森	林の所在場	計	伐採方法	伐採した 面積または材積	伐採の終	
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	以床が石	画領みたる物領 ha (m3)	わった日
					□皆伐 □択伐		
					□皆伐 □択伐		
					□皆伐 □択伐		

※注意事項

- 1 伐採の終わった日から30日以内に提出すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略できる。
- 3 伐採方法欄は、該当する事項の□に印をつけること。
- 4 面積は小数第4位まで、材積は小数第2位まで記入すること。

様式6-1 植栽関係書類(完了届)

保安林(保安施設地区)内植栽完了届出書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事 (△△農林事務所長)

住所

届出者 電話番号

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日付け 〇〇第 号の決定通知(平成 年 月 日 に提出した立木の伐採)に係る植栽については、平成 年 月 日に下記のとおり完了したので、図面及び完了状況写真を添えて届出ます。

記

1	植栽した面積	h a
2	植栽した樹種、	ヘクタール当たりの本数

	1 144	. ,
樹種	本数	本/h a
7四7里	/T*9A	/T*/ 11 u

※注意事項

- 1 植栽完了日から30日以内に提出すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略できる。
- 3 面積は、小数第2位まで記入すること。

(県農林事務所確認欄)

進捗状況(□継続 □完結)

事前(1)添付書類(図面(□あり□なし(×)提出(平成 年 月 日))

事前(2)添付書類(完了状況写真(□あり□なし(×)提出(平成 年 月 日))

※該当する適否判定調書(様式1-2、2-2、3-2、4-2、4-3)を添付

様式6-2 植栽関係書類(例外認定申請)

保安林植栽義務例外認定申請書

平成 年 月 日

福島県知事(○○農林事務所長)

住所

申請者 電話番号

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日付け 〇〇第 号の決定通知(平成 年 月 日 に提出した届出)に係る伐採跡地について、森林法施行規則第72条の規定により認定してください。

記

指定の目的	
植栽義務の猶予が 必要な期間	平成 年 月 日まで
伐採跡地に講じる 措 置	
既定の植栽方法 (樹種、本数)	
天然更新補助作業の 実施の予定の有無	□あり □なし(下記欄記入不要)
天然更新補助作業の 実施の方法及び時期	
添付書類(必須)	□決定通知書(写) □届出書(写) □伐採跡地区域を明示した図面
備考	

※注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略できる。
- 2 植栽義務の猶予が必要な期間欄は、伐採終了日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を超えない範囲で記入すること。
- 3 既定の植栽方法欄は、当該保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種及び本数を 記入すること。
- 4 天然更新補助作業の実施の予定の有無欄、添付書類欄は、該当する事項の□に印をつけること。